

# 令和4年度都公連委員部会研修会

～現在、答申を作成している  
公運審の取組みについて～



狛江市

# 狛江市立公民館の概要

## 西河原公民館



設立：平成6年  
改修：平成29～30年度  
特徴：多目的ホール（200席）  
2～3回／月イベント

## 中央公民館



設立：昭和52年  
改修：令和6～7年度（予定）  
特徴：駅から徒歩5分  
利用者が多い

# 令和3年～4年度 公運審に対する2つの諮問事項

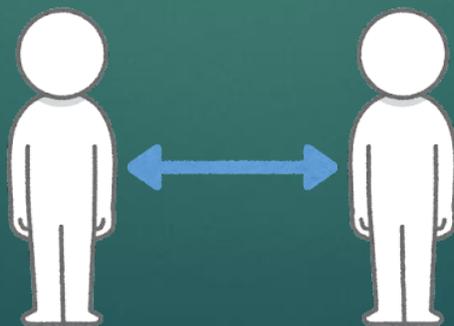
- 1 新しい生活様式を踏まえた  
狛江市立公民館事業のあり方について
- 2 狛江市公民館事業評価の実施について

令和3年6月25日付  
狛教教公発第000053号

# 諮問事項 |



新しい生活様式を踏まえた  
狛江市立公民館事業のあり方について



☆重要視したこと☆

新しい生活様式→リモートやオンライン会議

狛江市事例

○居場所事業のオンライン講座

○クリスマスコンサート 館内ビデオ上映

さらに



新型コロナが終息したポストコロナ時代も活かせる  
先を見据えた事業、長期的な視点に立った検討

# ▼市における公民館の立ち位置について▼

## 1 公民館の役割とは

### 社会教育法 第二十条（目的）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 2 類似公共施設の目的・機能について

別紙1 「各公共施設 比較一覧」を参照



# † 改めて公民館に求められる機能やポイントとは †

① 子どもから高齢者まで、幅広い世代を  
対象に事業を実施できるのは、「公民館  
ならではの」であること。



② 目的について、  
「学術や文化、教養」について  
記載があるのは、公民館だけ  
であること。



# † 改めて公民館に求められる機能やポイントとは †

③ 他の公共施設の事業内容と差別化を図る必要があること。



④ 他の公共施設と事業内容が重複する場合は、共同実施あるいは廃止等も含めた形で事業の見直しを検討すること。



# グループワークの実施（2回目）



ソフト面

事業面

ハード面

検討結果 別紙2 「グループワークとりまとめ」を参照

# † 3つの重点事項 †

## ① 新たな事業の開拓

例) インターネットの活用 (オンライン講座、動画配信)  
史跡・神社めぐり、西河原公園で自由発想広場 (パラソル)



## ② 現役・将来世代への継承

例) 学習フリースペース、サイエンス事業の拡大  
各小・中学校の生徒に来てもらい討論会



## ③ 未来に向けた取り組み

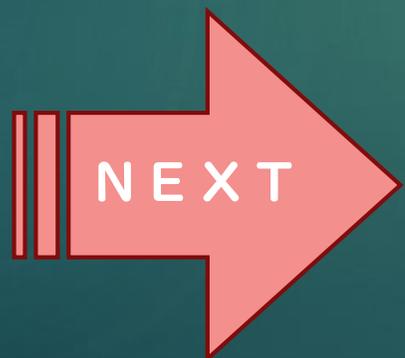


例) SDGs、DX, ゼロカーボンシティに沿った事業の企画・実施  
民間企業や学校と連携した事業を展開  
外国人と連携した事業

## 諮問事項 1

「新しい生活様式を踏まえた  
狛江市立公民館事業のあり方について」

の検討はまだ始まったばかり・・・



続いて、諮問事項2の紹介へ

# 諮問事項 2



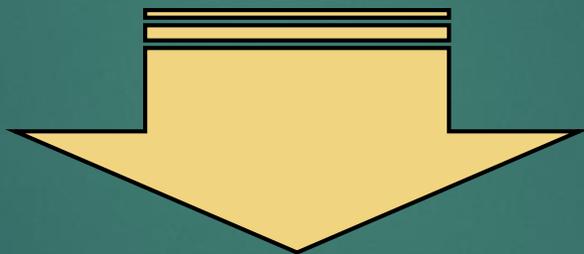
## 狛江市公民館事業評価の実施について



# 経緯

諮問

狛江市立公民館事業評価のあり方について  
(令和元年5月27日 狛教教公発第000031号)



狛江市教育委員会HP  
答申書 掲載

答申

事業評価シートの策定  
(令和3年2月15日)



# 策定する上での重要視した点

できるだけ評価内容・運用方法を  
簡素化し、**評価者の負担とならず、  
長期的に継続できる事業評価**を目標



# 事業評価シート

## 別紙3参照

### ▼ 評価項目

- ・ 環境
- ・ 周知
- ・ 満足度
- ・ 達成度
- ・ 独自評価  
(例：居場所)

事業名				
予算	歳入予算	歳入実績	歳出予算	歳出実績
令和 年度				
令和 年度				
事業の位置付け	根拠法			
	市の基本計画			
事業目的				持続可能な開発目標 (SDGs)
事業内容	開催頻度			
	新規・継続			実施主体
	実施対象			参加者数
事業評価 ＜評価視点＞	評価項目	評価理由		評価
	＜周知＞ 市民に周知されているか			公民館 公運審 全体
	＜環境＞ 事業の実施に伴い、人員、設備、衛生面等は適切であるか			公民館 公運審 全体
	＜満足度＞ 参加者にとって満足の内容であったか 利用者のニーズを反映できているか			公民館 公運審 全体
	＜達成度＞ 公民館が目的を達成できたか 市の課題解決に役立っているか			公民館 公運審 全体
	＜独自評価項目＞			公民館 公運審 全体
今後の課題				
総合評価				



### ▼ 評価

- ・ A～D
- ・ 公民館  
公運審  
全体
- ※基本的に  
公民館>公運審

# 令和3年～4年度で 以下の事業評価を実施済み

- 囲碁教室（少年事業）
- 子どもの実験教室（少年事業）
- 親子天文教室（50周年事業）
- チャレンジ青年学級
- 市民ゼミナール
- 居場所アポリア（成人学習事業）
- いきいき子育てルーム
- 日本語教室
- 西河原クリスマスコンサート（市民劇場）
- 市民大学
- スマホ講座（情報学習事業）

## ■評価数の目安■

- ①全25～27事業
- ②年に5～7事業を評価
- ③4年に1回のサイクル  
すべての評価を実施



# ～事業評価の実施時期について～

4月

10月

年度初め

上半期で  
5～7事業を実施

来年度  
予算編成

※公運審は8月を除き毎月開催

※毎回1～2事業を完了させる必要あり

(当たり前ですが・・・)

評価するだけでは×





# 事業評価の効果（事例）

## 例 1

委員 👉 人気の高いスマホ講座の開催数を増やすべき  
公民館 ⇒ スマホ講座開催数の予算を増額要求



## 例 2

委員 👉 募集を先着順にすると、参加者の固定化を招く  
公民館 ⇒ 先着順をやめ、できるだけ抽選方式に変更

## 例 3

委員 👉 周知が足りない  
公民館 ⇒ SNSへの掲載頻度を増やす、他部署との連携

# 今後の課題

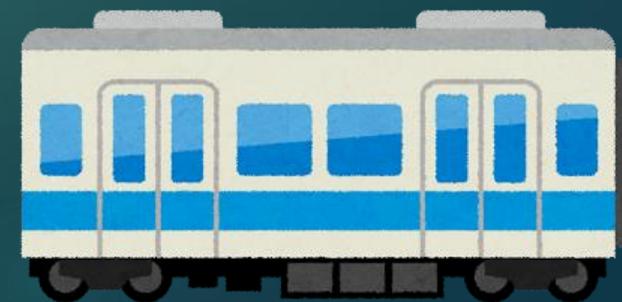
▼各事業の評価の基準となる目標値の設定  
例) 新規参加者を〇人増やす  
出席率〇%を目指す

▼アンケート等のフォーマットの統一化

▼評価するだけで終わらない、事業の改善、見直し



ご清聴ありがとうございました



# 各公共施設 比較一覧

# 別紙 1

施設	施設名	関係例規	目的（設置）	事業
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市立西河原公民館</li> <li>・狛江市立中央公民館</li> </ul>	社会教育法 狛江市立公民館条例	<p>社会教育法：第二十条（目的） 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>狛江市立公民館条例：第1条（設置） 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条に規定する目的を達成するため、狛江市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p>	<p>第4条（事業） 公民館は、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 各種の学級、講座並びに講演会等を開催すること。</li> <li>（2） 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>（3） 社会教育に関する資料を備え、その利用を図ること。</li> <li>（4） 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>（5） 施設及び設備を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ol>
地域センター 地区センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上和泉地域センター</li> <li>・南部地域センター</li> <li>・野川地域センター</li> <li>・岩戸地域センター</li> <li>・根川地区センター</li> <li>・駄蔵地区センター</li> <li>・和泉多摩川地区センター</li> <li>・谷戸橋地区センター</li> </ul>	狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例	<p>第1条（目的） この条例は、狛江市民の自発的なコミュニティ活動を助長するため、地域センター及び地区センターを設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理について必要な事項を定め、もつて新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。</p>	記載なし
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩戸児童センター</li> <li>・和泉児童館</li> <li>・北部児童館（こまっこ児童館）</li> </ul>	狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例	<p>第1条（目的） この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、狛江市立児童館（以下「児童館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第4条（事業） 児童館は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 児童のレクリエーション活動及びクラブ活動の指導奨励に関すること。</li> <li>（2） 児童福祉及び児童文化に関する資料の収集又は展示に関すること。</li> <li>（3） 児童福祉に関する講座の開設に関すること。</li> <li>（4） 児童の育成相談に関すること。</li> <li>（5） 狛江市に居住し小学校に在籍する児童で、かつ、労働等により保護者等が昼間家庭にいない者に対する放課後における健全育成に関すること。</li> <li>（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</li> </ol>
体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市民総合・西和泉体育館</li> <li>・元和泉・東野川市民テニスコート</li> <li>・狛江市民・西和泉・狛江市多摩川緑地公園グラウンド</li> <li>・元和泉スリーオンスリーコート</li> <li>・狛江市民プール</li> <li>・元和泉市民運動ひろば</li> </ul>	狛江市体育施設条例	<p>第1条（目的） この条例は、狛江市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図るため、必要な施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第3条（事業） 体育施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進に関する事業</li> <li>（2） 体育施設の利用に関する事業</li> <li>（3） 前2号のほか、目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
市民活動支援センター	こまえくぼ1234	狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	<p>第1条（目的） この条例は、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、より良い市民生活の実現に向け、地域における課題の解決に資する取組を行う市民及び市民公益活動団体を支援するための活動拠点として、狛江市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第4条（事業） 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 市民公益活動を支援するための相談に関すること。</li> <li>（2） 市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関すること。</li> <li>（3） 市民公益活動に係る情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>（4） 市民公益活動を支援するための施設の提供に関すること。</li> <li>（5） 前各号に掲げるもののほか、支援センターの設置目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
図書館	狛江市立中央図書館	図書館法 狛江市立図書館設置条例 狛江市立図書館運営規則	<p>図書館法：第1条（この法律の目的） この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>狛江市立図書館設置条例：第1条（設置） 狛江市は、市民の読書要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする図書館活動によって、市民の教養、調査、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</p>	<p>狛江市立図書館運営規則：第3条（事業） 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。）第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 図書館資料の収集、整理、保存及び利用</li> <li>（2） 読書案内及び読書相談</li> <li>（3） 館報及び読書資料の発行</li> <li>（4） 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供</li> <li>（5） 読書会、研究会、講演会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励</li> <li>（6） 図書館資料の図書館間相互貸借</li> <li>（7） 学校図書館、公民館、地域センター図書室等の読書施設との連携及び協力</li> <li>（8） 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進</li> <li>（9） その他図書館の目的達成のため必要な事業</li> </ol>
古民家園	狛江市立古民家園 （愛称 むいから民家園）	狛江市立古民家園条例	<p>この条例は、市内の古民家等を復元保存し、利用に供することにより、地域文化の継承と発展に寄与するため、狛江市立古民家園（以下「古民家園」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第4条 古民家園は、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 郷土の歴史、民俗等に関する資料（建造物を含む。）を展示し、見学に供すること。</li> <li>（2） 郷土の歴史、民俗等に関する事業</li> <li>（3） 前2号のほか、目的を達成するために必要な事業</li> </ol>

## 諮問事項 ～新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について～

ソフト面 制度やサービスに関すること	ハード面 設備や備品に関すること	事業面 教室や講座に関すること
特別申請もWebで	Wi-Fi環境を整える 1時間→せめて4～5時間使用可能にする	講演会はWebで (Zoom等) 集まらなくても出来る事業の検討
予約はWeb	オンライン会議室・個室対応 →コロナ禍で、オンラインでつながる重要性を実感 必要不可欠	興味ある団体とオンライン懇親会、懇談会 オンラインで団体同士が交流できる場の提供
調整会の廃止	テレワーク用個室 (仕切りでもOK)	リモートでのお料理教室 材料は個人で準備 学校の家庭科室のような空間
利用時間 (区分) の変更 3→4 区分を細かくすることで、予約枠を増やす	自由に使えるパソコンで学習 問題集を解く形式 時間制あり 児童・生徒が公民館に来て集中して勉強できるような空間	中央公民館よりライブ配信できる新事業 例 狛江の歴史と観光案内をする (歴史専門家の起用)
フリースペースで交流 クッキー・ケーキ・飲物を常時用意してフリー交流を図る	動画配信できるようなスタジオを設ける	中央公民館と西河原公民館をライブでつなぎ様々なコーナー同士を紹介 し合いながら楽しむ 例) 日本語教室と連携した国際交流
フリースペース 学習室として	親子で楽しむビデオライブラリールーム	サイエンス事業充実 (例 理科室を設ける)
絵手紙コーナーをオープンし、自由に描いてポストに!!	本館1F2Fの展示ケースを活用して、学生に対する物理の設問コーナー 例 多摩川が地球全体の水の量になるための必要な年月とは?	市の将来像や予算、財政等をテーマとした検討会や座談会の開催 →市民の市政への関心を促進
電子図書館の充実・大人はWebで好きなページを手軽に読む 児童については、絵本など製本された本に直接触れてもらうことも大切	避難所、避難者である市民が参加する防災訓練 (災害時、避難所運営協議会が機能しない可能性も見込んで)	多摩川土手ウォーキング
「公民館」という固いイメージからの脱却		市内の郵便局めぐり
		学芸員とのコラボ事業 例 市に博物館がないので、企画展を開催することで機能を補う
		狛江の史跡めぐりをしよう!!
		狛江の神社巡りをしよう!!
		世にジャストフィットの事業 例 スマホの使い方講座等
		いやしの空間・時間・仲間 (3間) のある事業 例 公園にパラソルを設置して、自由に集まる空間を演出
		外国人が主体となり、事業・交流を図る 外国人が自ら考え、やりたい企画を実施する
		西河原公園で自由発想広場の設置 集まった人々が語り合ったり、軽食 が食べられたりする (子ども食堂や、福祉関連団体とも連携)
		テーマを設定し、各小学校、中学校の生徒に来てもらい討論会を開催 生徒同士の交流にもつなげる
		産・学と協力事業 公民館だけではなく、民間企業や学校と連携した事業を展開
		市内在住の著名人との座談形式の講話会

<b>諮問事項 ～新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について～</b>		
ソフト面 制度やサービスに関すること	ハード面 設備や備品に関すること	事業面 教室や講座に関すること
市全体の生涯学習、社会教育の明確な答えを導き出す ※市における「公民館」の立ち位置を明確にする	若い世代を取り込むようなカフェルームの設置 例) あいとびあセンター1階にあった「夢(むー)」のような場所	交通マナー、自転車の乗り方等を学べる教室 ※子どもだけではなく、親子を対象とすることが重要。子どもは親の後ろ姿を見て学習する。
生涯学習、社会教育という分野において、高いスキルを持った職員の確保	脱、ハウス ※テレワークの際に、家族がいると集中できない方向け 等	今後の公民館事業をSDGsの理念に沿って具体的に企画実践する。 国連のSDGsを基本理念として17課題の内、以下の5課題を選択した
公民館の意義を市民にわかりやすく示す ※アンケートで「公民館は何をする場所かわからない」を選択する回答者が多くいるため	コピーを手軽に使い易く、ぬり絵コーナーの設置 ※ぬり絵は世代を選ばず人気である	テーマ① 健康的な生活を確保し福祉を推進する(SDGsNo.3) テーマ② 生涯学習 機会を促進する(SDGsNo.4) テーマ③ ジェンダーイコリティを達成する(SDGsNo.5) テーマ③ すべての人に水と衛生へのアクセスと管理を確保する(SDGsNo.6) テーマ④ 都市と人間の居住地を安全にする(SDGsNo.11) テーマ④ 気候変動の影響による緊急対策(SDGsNo.13) テーマ⑤ 海洋資源に関する保全に関する課題(SDGsNo.14)
申請、予約はLINEを活用する 例) 新型コロナのワクチン接種予約、道路や公園に関する通報等	プチ幼児教室 ※同じ世代の親が集まり、先生から教えてもらう	
「生涯学習」と「社会教育」の使い分けを明確にする ※「生涯学習」の視点に立った場合、団体のみ使用となりがちだが、個人でも使えるようにする	防災設備や場所等の見学会を催す(同時に防災訓練も行っても良いと思う)	
新しい生活様式＝「若者が参加しやすい公民館」になるために、どうすべきかを検討し、実践していく	理科室(実験)を作る	子どもたちに「好奇心」を持たせて成長を促す。 大前提として知識、教養、情操を基礎としつつ、考える力、発想の多様性を育む。 例) 子ども達に狛江の将来像を自由に述べてもらう、子どものうちから他者と議論をする、子ども実験教室
小・中学生、高校生、大学生、社会人が参加しやすい時間(平日夜間や土日)をうまく活用したシステムの構築 例) 抽選申込みが重なった場合、若者を優先する 等	困ったさんの味方、何でも解決!(育児、掃除etc.) ※「公民館に来れば、誰かが教えてくれる」と思ってもらえれば、来館者も増える	
子ども達にあるテーマを与え、自由に述べ合う、発想、思考の多様性を担う ※学校では自分で考える力を養う授業が少ないので、公民館がその役割を担う	小さな博物館を作る→展示コーナー 狛江市の史跡、発掘がかなりあるので… 史跡について語れる専門家がいるので、説明も十分に出来る	子ども達の読書会 読書の感想を述べ話し合う 書籍はクラシックなもの、新しいものなど 「命を守る」をテーマとした絵本購入
	Wi-Fi環境の利用制限(時間制限やサイト閲覧制限等)は可能か?	「命を守る」と言うテーマに基づいた講座の新設。特に小～高校生向き(小学生向き・中学生向き・高校生向き)
	各公民館で、特化した機能を持たせる 例) ビデオが視聴できる部屋、展示スペース 等	「地球温暖化」について考える講座を持つ(小学生向き講座・中学生向き講座・高校生向き講座・社会人向き講座)
	可動式の仕切りで学習スペースを作る ※来館者の人数に応じて、スペースを分割できるような仕組み	

事業名	少年事業 子ども・初心者のための囲碁教室				
予算	歳入予算	歳入実績	歳出予算	歳出実績	
令和2年度			報償費75,000 需用費30,000 <small>※当該事業に関連する項目のみ</small>	報償費54,000	
令和3年度			報償費75,000 需用費30,000 <small>※当該事業に関連する項目のみ</small>	報償費54,000	
事業の位置付け	根拠法	社会教育法、狛江市立公民館条例、狛江市立公民館条例施行規則			
	市の基本計画	狛江市前期基本計画 まちの姿6「生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち」 施策6-①「地域における学びの充実」方向性2「生涯を通じた学びの実現」 第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針（4）生涯を通じた学びの充実 ①学びの環境づくり「地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。」			
事業目的	囲碁の楽しさを知り、囲碁に親しむ。 また、対局を通じて人との関わりやルールを学ぶ機会とする。	持続可能な 開発目標 (SDGs)			
事業内容	開催頻度	年間6回（10月～11月の日曜日開催）			
	新規・継続	継続	実施主体	市	
	実施対象	小学生以上の囲碁初心者	参加者数	延62人	
事業評価 ＜評価視点＞	評価項目	評価理由		評価	
	＜周知＞ 市民に周知されているか	広報こまえ・市教育委員会ホームページ・市内掲示板・市公式SNS（Twitter、Facebook）への掲載・公共施設でのチラシの配布による周知を行った。令和2年度は参加者の過半数を70歳以上の方が占めていたが、令和3年度は小学生が半数を占めるなど、比較的若い世代に参加していただけた。		公民館 B	公運審 B
				全体 B	
	＜環境＞ 事業の実施に伴い、人員、設備、衛生面等は適切であるか	参加者10名程度に対し、講師が3名であったため、参加者同士で実際に対局する際にも個別に対応することができていた。講座室（定員40名）で実施したため、換気も十分にできたが、対局時の個別対応の際には距離が少し近くなる場面もあった。		公民館 B	公運審 B
				全体 B	
	＜満足度＞ 参加者にとって満足のいく内容であったか 利用者のニーズを反映できているか	アンケートの結果、「今後も囲碁を続けていきたい」が9割であったことから、満足度が高いことが伺えた。また、回答者全員が公民館の講座に参加したのは囲碁教室が初めてという回答であったことから、ニーズがあって公民館に来ていただけたのではないかと考えられる。		公民館 A	公運審 A
全体 A					
＜達成度＞ 公民館が目的を達成できたか 市の課題解決に役立っているか	小学生以上の初心者を対象としたため、参加者は小学生から70歳以上と幅広く、参加者同士の対局練習もあったため、世代を越えての交流の機会とすることもできた。		公民館 B	公運審 B	
			全体 B		
＜発展性＞ 参加者の学びの意欲を促進できたか	講師である日本棋院狛江支部は普段から中央公民館で活動をされている団体であり、囲碁を継続しやすい環境であると言える。参加者のアンケートでは「今後も囲碁を続けていきたい」との回答が9割であったため、学びの意欲を促進できたといえる。		公民館 A	公運審 A	
			全体 A		
今後の課題	▼子どもの参加が増加傾向にあるが、引続き、20歳未満の若い世代が集まるよう周知の徹底をする。 ▼他の公民館の活動団体を紹介したり、「公民館だより」を配付する等、公民館をより知ってもらうきっかけを提供し、参加者の学びをさらに促進する。 ▼社会教育の観点から、囲碁の打ち方やルールといった技術面だけでなく、囲碁の歴史や相手への敬意等の教養面も内容に盛り込む。				
総合評価	▼前年度は参加者の過半数が70歳以上を占めていたが、インターネットの申込受付を導入したことにより、今年度は比較的若い世代に参加していただいた。アンケートの結果からもインターネットで申し込みができて良かったという意見が多数であったので、インターネットの申込受付は継続していただきたい。 ▼アンケートの結果、参加者は全員、ここ1年で公民館講座に参加したのは「囲碁教室が初めて」の回答であった。潜在的なニーズを把握するためにも、「囲碁以外で興味のある事業」についても来年度のアンケートでは調査していただきたい。 ▼「囲碁教室」に限った話ではないが、「少年事業」を前提としているため、対象者の年齢幅については、改めて検討していただきたい。				